

令和6年度「福祉のまちづくり事業」募集要領



1 事業の目的

唐津市内で各種福祉分野等の活動を行っている団体等への支援を目的に、団体等が取り組む地域福祉の推進に関わる事業に対し助成を行うものです。なお、本助成は、市内で毎年協力いただいている赤い羽根共同募金を財源としています。

2 助成対象団体等

自治会、福祉団体、ボランティアグループ、NPO法人などで、次の各号すべてに該当する団体(※1)。

- (1)唐津市内に所在し、市内で地域福祉の推進に関する取り組みを行っている団体
- (2)団体として赤い羽根共同募金の活動に協力いただいている団体(※2)
- (3)宗教的、政治的活動を目的としない団体
- (4)営利を目的としない団体
- (5)過去に本助成金の交付を受けていない団体

※1 団体の中の部会等单位での申請はできません。

※2 「赤い羽根共同募金の活動」とは、街頭募金活動、自治会の戸別募金、団体での寄付などのことです。団体の会員個人での協力は対象となりません。

3 助成対象事業

唐津市の地域福祉推進、福祉課題を解決するために団体が行う次のような福祉活動事業に助成を行います。

- (1)高齢者や障がい者などの健康・生きがいづくり、居場所づくりや社会参加促進に関する事業(サロン活動、訪問活動など)
- (2)児童・青少年の健全育成、子育て支援に関する事業(見守り活動、子育てサロンなど)
- (3)地域の暮らしの諸課題を解決するための事業(防災、防犯活動、フードバンク等生活困窮者支援活動など)
- (4)地域の環境整備に関する事業(環境美化活動、集会所等の整備など)
- (5)福祉活動ボランティアの養成、人材育成、資質向上を図るための事業(研修会の開催など)

4 助成の対象とならない事業

次の各号いずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1)行政等からの補助、他の民間団体等からの助成を受けている事業
- (2)宗教的、政治的活動を目的とした事業
- (3)営利を目的とした事業
- (4)その他、本事業の趣旨に反する事業



5 対象となる経費

消耗品費、備品購入費、印刷費、謝金、旅費、使用料・賃借料、広報費など事業実施に真に必要な経費※団体の運営費等(人件費、食糧費、会議費、水道光熱費、家賃等など)は対象となりません。

6 助成金の額

10,000円～50,000円(1万円単位での助成となります)

※ 申請は10,000円ごとの受け付けです。

7 助成事業の実施期間

令和6年8月1日～令和7年1月31日までに実施し、完了する事業

8 助成の決定

受付終了後、社協の選考委員会において選考し、共同募金会唐津市支会運営委員会において審査・決定します。※決定後、申請団体へは速やかに助成の可否決定について通知します。(7月末を予定)

9 申し込み方法

所定の申請書及び事業計画書に必要書類(見積書など金額の確認出来る書類等)を添付し、社協へ提出してください。※申請内容により、その他、社協が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

※申請書・事業計画書の様式は、社協本所、各支所窓口でお受け取りいただくか、社協ホームページよりダウンロードしてください。

10 受付期間

令和6年5月1日～令和6年6月28日まで

11 ご応募・問い合わせ先

社会福祉法人佐賀県共同募金会唐津市支会
(唐津市社会福祉協議会地域福祉課内)

〒847-0861

唐津市二太子3丁目155番地4(唐津市高齢者ふれあい会館りふれ内)

TEL:0955-70-2334 FAX:0955-70-2338



○申請の受付は、社協各支所でも行っています。

【各支所の連絡先】

支所名	住所	連絡先
東部支所	〒849-5104 唐津市浜玉町淵上1602-1 (唐津市ひれふりランド内)	TEL 0955-56-6617 FAX 0955-56-8247
南部支所	〒849-3201 唐津市相知町相知2025	TEL 0955-62-2602 FAX 0955-62-5292
西部支所	〒847-1526 唐津市肥前町入野甲1703 (肥前市民センター内)	TEL 0955-54-2838 FAX 0955-54-2850
北部支所	〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋1530 (鎮西市民センター内)	TEL 0955-51-1075 FAX 0955-82-4985

12 その他

助成先として決定した場合は、団体名、助成事業の内容等を社協だより及び社協ホームページで紹介させていただきます。